



9 男の子でありたい思いが強く、学校にも通えなくなっています

先生、相談です。

性と生への第一歩

小5

生物学的には女子

未診断

通常学級に在籍

小さいときから活発で、男の子と一緒に遊ぶことが多く、まねをしてばかりいます。男の子の言葉を使い、スカートをやがります。一緒に立って排尿しようとしたこともありました。男の子でありたいという思いが強いです。活発な子だったのに、次第にパニックも増えてきて、今は学校にも通えなくなっていました。

性別の違和感で揺れている状態かも

小さいとき活発だったお子さんが、学校に通えなくなるまでの過程を想像すると、本当に親子ともども大変だったであろうと心が痛みます。お子さんは、からだの性は女、こころの性が男である可能性が高いですが、まだ揺れているか、言語化するまでは至っていないかと思われれます。性別に違和感がある場合などについての基本的とらえ方は、③を参照してください。

パニック、不登校への理解を

LD（学習障害／学習症）や ADHD（注意欠如多動性障害／注意欠如多動症）などの発達障害の認知の歴史はまだ浅く、また障害の現れ方が多様なため、理解が十分には広がってはいない状況にあります。性別への違和感だけでなく、障害による困った思いへの理解や対応の難しさが、パニックにつながっている可能性もあります。お子さんは、いろいろとうまくいかないことや、自分の思いが整理できずまわりにも伝えきれないことなど、もどかしさを抱えているのではないのでしょうか。活発であった分、悔しさや、イライラのエネルギーは大きくなっているとも思われます。

学校は、集団生活なので一定の規律（ルール）があります。本来学校の規律とは、子ども一人ひとりの違う感性や感覚、考えを大事にしながら、子どもと教師の学級集団の中で練り上げられていくものであり、柔軟なあり方が追求されるべきものです。しかし、近年、学校現場の多忙化が進むなか、教師に時間的な余裕がなくなり、規律はあらかじめ決まっているものとして子どもたちに提示されることが少なくありません。たとえば、行事の際に身につける服装の色や形の指定、給食は残さないという決まりや、あいさつや掃除の仕方の決まりなどです。この状況が、障害のある子どもたちをいっそう苦しめることになっています。

学校が苦手になっているときは、学校に行かないこともあっていいものとし、不安を除くようにしてください。また、特別支援学級や通級による指導など小集団の



中で、安心して学ぶことができ、居場所とすることができた事例も多くあるので、検討してみるのもいいでしょう。

■性別違和を抱えて迎える思春期に寄り添う

思春期は「からだ」が大人に移行していく時期であり、「こころ」も気分の変動が激しくなったり、無性にイライラしたりしながら、子ども期とは違う新たな自分をつくりだしていく時期です。お子さんの年齢から考えると、そのための準備がからだの奥で始まっているのではないかと考えます。もう少しすると二次性徴が始まり、男女の違いが現れてきます。お子さんは、からだの性は女ですから、全体的に丸みを帯びて柔らかい「からだ」になっていき、乳房も発達していくでしょう。月経も始まっていきます。性別違和を抱えているお子さんにとって、二次性徴は自分が思い描いている「からだ」とは別物になっていく、苦しい時期になります。自分は男でありたいと思っているのに、自分の胸が少しずつ膨らんでいく状態を想像してみてください。「毎日着ぐるみを着ているような感覚で、脱ぎたくとも脱げない」と説明した性同一性障害の人がいました。

まずは、二次性徴、月経が始まる前に、予測されるからだの変化について、正しい知識を伝えてください。二次性徴の時期や現れ方については個人差が大きいということも一緒に伝えておいてください。

■まわりの理解が不可欠

③でも述べたとおり、性別は本人の「こころの性」で決まるものです。その権利は、親といえども侵すことができません。親御さん自身は性別違和で苦しんだ経験がないとすれば、お子さんの悩みに戸惑われることでしょう。しかし、性は各人が等しくもつ人権の一つです。性別違和感があることはおかしいことではないこと、自分の性を決めるのは自分でいいという権利があることをきちんと伝え、親としていつも味方・応援しているという立ち位置を示してください。

中学生になると、制服、トイレ、更衣室、男女別に分かれる授業などなど、課題がさらに増えていきます。まわりに理解してもらおうことがこれまで以上に大事になっていくでしょう。ごく身近な人の理解と応援が不可欠なのです。

やがて、お子さん自身のところが決まり、いろいろな場で率直に話をする機会がもてれば、同じような悩みを抱える人とも出会えることでしょう。

なお、2015年、文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出しました。その中で、性同一性障害の児童生徒だけでなく「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般について教職員の適切な理解を促進すること、児童生徒の悩みや不安に配慮した対応・支援、相談活動などの実施を、各教育委員会および学校へ要請しています。（日暮かをる）